## 宮崎県広報力強化実践事業業務委託仕様書

#### 1 業務名

宮崎県広報力強化実践事業

#### 2 目的

本県の強み・魅力であるスポーツ、食、神話、自然、森林などを活かした施策の情報発信について、重要施策の広報支援及び戦略的な広報支援を行い、県内外への効果的な県の魅力発信につなげることを目的とする。

#### 3 業務内容

(1) 戦略的広報に関する提案

受託者は、①広報戦略に関する専門的知識や豊富な経験を有する人材を配置し、②県 に対し、ウェブ、SNS、紙媒体等の各種広報媒体やパブリシティ活動(プレスリリー ス等)による情報発信についてアドバイスを行うほか、③県の求めに応じて施策・事業 の企画段階から打ち合わせ等に参加するなど、県に対して戦略的な広報力強化のため の支援を行う。

※ 本事業では、次の事例のほか、広報戦略室を窓口として全庁的に効果的な情報発信の支援を受託者より受ける予定である。具体的な支援内容や支援体制、県の広報力強化につながる独自提案等について企画提案書により提案すること。

### 【事例】

- 県の魅力発信、県政情報の発信への提案
  - ・ 置県 140 年及び関連記念事業についての P R (令和 5 年 10 月に開催される宮崎県人会世界大会を通じた本県の魅力発信など)
  - ・ G 7 宮崎農業大臣会合についての P R (令和 5 年 4 月 22、23 日に開催される G 7 宮崎農業大臣会合の成果と同会合で 取り上げられた本県の農畜水産物の P R など)
  - ・ 国際水準のスポーツ環境及び第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」についてのPR

(アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎等の国際水準のスポーツ施設を有する「スポーツランドみやざき」としての情報発信など)

- アクセス数増加につながるSNS等の情報発信手法や広報ターゲットの見極め方、 プレスリリースや広報誌の構成についてなどへのアドバイス
- (2) 受託者は、上記業務の遂行にあたり、本県と月1回程度の定期的な打ち合わせ(オンラインを含む。)を行うこと。

また、打ち合わせ以外でも、随時メールや電話等での協議・相談等に対応すること。

# 4 その他

- (1) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。 ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得 た上で、業務の一部を委託することができる。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。